

認知症情報誌 WITH

第27号

～認め合おう、知り合おう、医療と介護～

令和7年9月発行

発行元：認知症疾患医療センター&認知症相談支援センター

共同で発行しています！

認知症に関するさまざまな情報をお届けします。

●● 新しい認知症観について ●●

●新しい認知症観とは

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月に施行されました。

認知症基本法の施行に先立ち開催された『認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議』において、認知症施策を認知症の人を起点に実施することや、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」の理解促進の重要性等が示されました。

この「新しい認知症観」とは、どういった考え方なのでしょうか。そのヒントは、認知症施策の新たな展開を記した認知症施策推進基本計画（令和6年12月閣議決定）の中に書かれています。

国の基本計画では、「新しい認知症観」を提示した前提として、①認知症と軽度認知障害（MCI）の状態にある高齢者が1,000万人を超えていること ②認知症の人が孤立する、又は認知症の人の意思が十分に尊重されない状況があること があげられました。皆さんのまわりで認知機能が低下して生活に支障が出てきた方はありませんか。認知症と診断されると自分の意思が尊重されないと思い、受診のためらう方はありませんか。心当たりのある方も多いのではないのでしょうか。

こうした状況を鑑み、①すべての国民が認知症を自分ごととして理解すること ②認知症と診断された後も、できることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる という「新しい認知症観」に国民一人一人が立ち、認知症の人が自らの意思によって、日常生活・社会生活を営むことができる社会を創り上げていくことが必要だと書かれています。

この考え方は、まだ一般的だとは言えませんが、少なくともその理解促進のためには、認知症の人や家族の意見を取り入れたロードマップの作成や、「新しい認知症観」に基づいた医療・介護・福祉の実践が求められていくことでしょう。

●認知症条例の改正について

名古屋市では、令和2年4月より「名古屋市認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくり条例」を施行し、認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、共生社会の構築を進め、認知症の人と家族をはじめ、全ての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、必要な施策を推進しています。

令和7年4月、認知症基本法に基づく市の推進計画策定や、障害者差別解消法の改正に伴う市や事業者における認知症の人などへの合理的配慮（※）などを盛り込んだ改正を行いました。

また、市民の関心と理解を深めるために9月21日を認知症の日と定め、9月を認知症月間と決めました。軽度認知障害（MCI）の予防や早期発見についても規定しました。詳しく知りたい方は、右にある二次元コードを読み取りご覧ください。

※合理的配慮とは：認知症の人の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更や調整を行うこと



例)

- ・ゆっくりと分かりやすく説明する
- ・重要なことは紙に書いて渡す



名古屋市HP





認知症の方に限らず、口腔ケアは健康維持にとっても大切です。口腔ケアを行うことにより、虫歯や歯周病を予防するほか、誤嚥性肺炎を防ぐこと、また認知症の進行を遅らせる場合があることが分かっています。

よく噛むことは脳を刺激し、軽度認知障害（MCI）から認知症への進行を遅らせることができます。また、噛むことにより唾液分泌が促され、口腔乾燥を防ぐことができます。唾液には虫歯や歯周病を抑える効果があるため、咀嚼することは高齢者にとって非常に大切なことです。

また、歯がほとんどない人で入れ歯を使用していない人は、歯が20本以上残っている人と比べて認知症発症のリスクが2倍近くになるという報告もあります。

しかしながら、認知症の方は口腔ケアを嫌がる 경우가多くあります。口腔ケアの必要性が分からなかったり、何をされるかわからず、恐怖感や不安感を覚える方がいます。そもそも口腔内はみられること自体が恥ずかしいと感じる方も多くいらっしゃいます。まずは「食事おいしかったですか？」「歯磨きしましょうね」などの声掛けから行い、安心感を与えることが大切です。それでも気分が乗らないときは無理に行わないことも必要です。歯ブラシを痛がる時はスポンジブラシを使用しましょう。口腔乾燥がある場合は保湿剤を使用し、口角や唇が切れてしまう際にはワセリンを使用します。うがいの際には誤嚥やむせを防ぐため、ガラガラうがいではなくブクブクうがいをするようにしましょう。うがいが多い時にはスポンジで優しく拭き取ります。一度の口腔ケアですべての汚れを落とそうとすると時間がかかりすぎてしまうことがあります。なるべく短時間行い、定期的にケアを行うことが大切です。

それでもすべての口腔ケアを行うことは難しいため、かかりつけの歯科で月に一度程度は入れ歯の調整や歯石除去などを行い、わからないことや困っていることを相談することが大切です。

認知症に関する情報や相談窓口はこちら

☎電話から

認知症コールセンター 認知症の症状や介護等に関する様々な相談

◆名古屋市認知症コールセンター ☎052-734-7089



YouTube



認知症相談支援センター
マスコットキャラクター

認知症疾患医療センター 専門医療、鑑別診断と治療、急性期対応等に関する相談

◆名鉄病院（西区） 052-551-2802		◆偕行会城西病院（中村区） 052-485-3737	
◆まつかげシニアホスピタル（中川区） 052-352-4165		◆あいせい紀年病院（南区） 052-821-7703	
◆もりやま総合心療病院（守山区） 052-795-3560		◆藤が丘さくらなみきクリニック（名東区） 052-769-1511	
◆八事病院（天白区） 052-832-2181			

💻パソコン・スマートフォンから

キーワード検索

なごや認知症あんしんナビ

検索



◆名古屋市の認知症情報◆

→名古屋市ウェブサイト トップページ →暮らしの情報 →
→高齢者 →認知症施策 →認知症の方や家族を支援する取り組み

⑧名古屋市 City of Nagoya

トップページ

暮らしの情報